

加古川市広告掲載要綱

平成 26 年 10 月 29 日（市長決定）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）広告媒体 市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- （2）広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠割当、広告付物品受入、ネーミングライツ等）を用いて、民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- （3）広告主等 広告掲載を申し込む広告主又は広告代理店のことをいう。
- （4）部局長等 加古川市事務分掌条例（昭和 38 年条例第 15 号）第 1 条に規定する部等の長、会計管理者、消防長、教育総務部長、教育指導部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をいう。
- （5）課長等 加古川市事務分掌規則（昭和 44 年規則第 24 号）第 4 条第 1 項に規定する課等及び同条第 2 項に規定する施設のうち市長が必要と認めるもの及び加古川市会計管理者の補助組織設置規則（平成 20 年規則第 28 号）第 2 条第 2 項に規定する課並びに加古川市消防本部組織に関する規則（昭和 42 年規則第 22 号）第 7 条に規定する課等並びに加古川市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 61 年教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 1 項に規定する課等及び同条第 2 項に規定する施設等のうち市長が必要と認めるもの並びに加古川市議会事務局処務規程（昭和 42 年議会規程第 2 号）第 2 条に規定する課の長並びに選挙管理委員会事務局次長、公平委員会事務局次長、監査事務局次長及び農業委員会事務局次長をいう。

（広告主等の基準）

第 4 条 次の各号に掲げる者の広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令に違反している者。
- (2) 市税を滞納している者。
- (3) 加古川市指名停止基準（平成 6 年 9 月 30 日告示第 166 号）に基づく指名停止を受けている者。
- (4) 清算手続き中の者、破産手続き中の者、再生手続き中の者、更生手続き中の者、承認援助手続き中の者又は特別清算に関する手続き中の者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者。
- (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）。
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業者。
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）に規定する連鎖販売業を営む者。
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者。
- (10) 前各号に掲げる者のほか、広告を掲載することが適当でない者と市長が判断する者。

（広告の範囲）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 人権を侵害し又は差別を助長するおそれがあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 社会問題についての主義主張。
- (7) 個人の名刺広告。
- (8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの。
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。
- (11) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの。

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、企

画部長が別途定める。

(広告の掲載順序)

第6条 掲載する広告の順序は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの。
- (3) 第1号及び前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの。
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると市長が認めるもの。

(広告媒体の種類)

第7条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別途定める。

(広告主募集方法)

第8条 広告主は、広告媒体の種類により次の各号のいずれかにより募集する。ただし他に方法がある場合はこの限りでない。

- (1) 公募した広告代理店を通して広告主を募集する方法。
- (2) 広告主を公募により直接募集する方法。

(広告主等の申し込み)

第9条 前条の規定により広告を掲載しようとする広告主等は、広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし前条第1号の広告代理店を通して広告主を募集する場合、広告掲載申込書、必要書類を省略することができる。

2 広告原稿の作成費用等は広告主等の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあった広告主等に対して、広告掲載の可否について決定し、広告掲載決定通知書(広告主に対し通知するものは様式第2号、広告代理店に対し通知するものは様式第3号)又は広告非掲載決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(広告掲載料金の設定)

第11条 広告掲載料金は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に掲げる価格とする。ただし、次の各号に掲げる価格によりがたいと市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 公募した広告代理店を通して広告主を募集する方法。
入札により最高額で落札した価格（以下「落札価格」という。）
- (2) 広告主を公募により直接募集する方法。
落札価格又は設定価格

(広告内容等の修正)

第12条 市長は、広告内容等が各種法令、本要綱又は加古川市広告掲載基準に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容等の修正を広告主が行わないとき。
 - (4) 広告内容等が、各種法令、本要綱又は加古川市広告掲載基準に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
 - (5) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主等は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告主等の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主等に返還する。

- 2 広告掲載料に月額を定める場合の前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。

- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主等の責務)

- 第16条 広告主等は、広告内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主等は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
 - 3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(決裁)

- 第17条 広告媒体を所管する課長等は、市長の権限に属する事務のうち広告媒体の種類、広告主募集方法、広告掲載（広告の大きさ及び掲載位置を含む。）、広告掲載料金、広告内容等その他の広告の掲載に係る必要な事項について決裁することができる。ただし、新たな広告媒体を活用するときは、当該広告媒体を所管する部局長等が決裁するものとし、企画部長に協議しなければならない。

(審査機関)

- 第18条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、加古川市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。
- 2 審査会の委員長は企画部次長を、委員は企画部行政経営課長、総務部総務課長をもって充てる。
 - 3 市WEBページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に企画部デジタル改革推進課長を加えることができるものとする。
 - 4 委員長は第2項及び前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第19条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合及びネーミングライツ（コミュニティバス停留所を除く。）の優先交渉権者の選定、命名する愛称、対価その他の審査を行う場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、企画部行政経営課において処理する。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月29日から施行する。
(旧要綱の廃止)
- 2 加古川市広告掲載要綱（平成19年9月13日企画部長決定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。